

令和4年第22回教育委員会定例会
(11月15日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和4年11月15日（火）午後2時07分から午後3時30分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	末廣 照純
委 員	神田しげみ

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 議案審議

第32号議案 令和4年度東京都台東区一般会計補正予算（第7回）における教育関係
経費計上予定案の意見聴取について

第33号議案 東京都台東区体育施設の指定管理者の指定についての意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

（1）庶務課

ア キッズマネースクールくまさん校が実施する事業に対する後援について

（2）学務課

イ 区立中学校選択制度の最終選択状況について

(3) 生涯学習課

- ウ 一般社団法人ART JAPAN和SOCIETYが実施する事業に対する後援について

2 報告事項

(1) 庶務課

- ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 学務課

- イ 令和5年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）の申込状況について

(3) 指導課

- ウ 令和3年度いじめの認知件数について
- エ 令和3年度不登校児童・生徒数について

(4) 中央図書館

- オ 図書等の宅配サービスにおける利用要件の緩和について

3 その他

午後2時07分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和4年第22回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

また、垣内委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望される方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続を行った場合のみ許可することといたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

本日の議題には、傍聴にはなじまない議会報告前の案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第2、教育長報告の協議事項、庶務課のア、及び生涯学習課のウ、教育長の報告事項、庶務課のアから聴取し、議会報告前の案件については、傍聴人退出後に聴取いたしたいと思います。これにご異議ございませんか

(異議なし)

○佐藤教育長 異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題とさせていただきます。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、キッズマネースクールくまさん校が実施する事業に対する後援名義使用について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

本事業の名称は「キッズマネースクール」でございます。実施日時につきましては、令和4年ですが、2022年12月25日の日曜日、午後2時から午後4時までということになってございます。実施場所につきましては、台東区生涯学習センター-304・305の会議室でございます。入場予定者数につきましては、15名を予定しているということでございます。

事業の目的です。本事業を通じまして、台東区内に在住・在学している小学生の親子を対象とした金融教育を行うことを目的としております。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。事業の内容でございます。スクールの代表者が講師としてお金の歴史や役割、お金の収支計算等を通じてお金の大切さを学び、家の人への感謝の気持ちを育むプログラムということになってございます。

入場料等の徴収につきましては、参加費無料となっております、本事業の後援名義使用

による効果につきましては、区内の小学生の親子に対して、スクールへの参加を積極的に求めることができるということでございます。他団体への後援依頼はしておりません。

また、新型コロナウイルス感染症予防計画については、別紙のとおりでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう
よろしくお願いいたします

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 今回の申請者は、税理士など、何か専門的な方なのでしょうか。分かる範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。

○庶務課長 こちらにつきましては、こういった一般社団法人日本こどもの生き抜く力育成協会ということで、非営利団体という形でやっているそうですが、特に税理士さんですとか、そういった特別なところではなくて、一般的に比較的若い、ホームページも拝見するところによりますと、比較的若いお兄さんとかお姉さんが子供に寄り添いながら、お金ってこういう大切なものだよとか、投資ですとか貯金ですとか、そういったことを楽しく、子供とうまくやりとりしながら、どうも教えているとあって、お金の大切さを学んでもらうというような内容という形でこちらは認識してまして、特に税理士さんとか公認会計士さんとかFPさんとかが何かこう、かんかんとやるわけじゃなくて、本当に色鉛筆を持ってきて何か塗りながらやるとか、そういうようなプログラムというようなことではお聞きしているところでございます。

○末廣委員 このマネースクールというこの事業は、いつ頃からこういう事業をやっているのか、そして、台東区がこれは共催になりますか、後援になるんですか、これを応援するのは今回がはじめてなのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○庶務課長 ちょっと手元にこれがいつから始めているかというところは、ちょっと手元に資料がないんですけれども……ごめんなさい、2017年です。失礼いたしました。17年6月というところが規約には書いてありますので、そのところなんです。まだ、台東区で公演するのは今回がはじめてでございます。

ただ、地方、横浜ですとかそういった所では頻繁にやられているようで、後援名義を取りながらやられているという形でございます。あと、小金井市の教育委員会の後援をやって、実績を開催したことがあるという形で、ホームページ上には細かく、先日も北区でやったみたいなことも出ておりまして、北区の会場でやられたと。子供さんたちが十数名集まって、お金のことを勉強した等はホームページ上では出ておりましたが、そんなような状況でございます。

○末廣委員 子供たちがこういう2ページにある授業内容もここにいろいろとありますが、お金の歴史と役割のをするとか、これはやっぱり非常に重要なことだと思うので、子供がこういうのをよく知るといことは非常に大事なことだと思います。いい企画だと思います。

○高森委員 この資料1の裏面を見ますと、項番10で、対象となるのが、後援名義使用に

よる効果というところがありますけど、これを見ると対象となるのが区内在住・在学の小学生親子が中心の参加になると書いてありまして、4番目には、参加者の対象人数が15名となっています。もし親子で参加すれば、組数では7組ぐらいの小規模な人数での開催となりますけど、過去このような事業がこういった少人数で開催されたものだったかということは、何か情報としてはありますでしょうか。

○庶務課長 すみません、こちらホームページの状況なんですけれども、やはり見る限りでは、そういう大きなところで40、50を集めてやっているものではなくて、やはり14、5人ぐらいでの開催だという形では認識しているんですけど。

あと、どうしても子供だけじゃなくて、親にもマネーリテラシーみたいなのを少し学んでほしいということで、子供にもやっているんですけど、親子で考えてほしいという狙いもどうもあるみたいで、この団体、いろいろなところで、学校ですとかいろいろなところでも講演依頼しますよ、何かあれば後援ですとか、小中学校向けに講演ですとか、企業とタイアップしてショッピングモールでお金のことを学びましょうですとかというのはどうもやっている団体みたいなので、そういったことで、あまり大きな所でどんどんやっているというわけではどうもなさそうだという形では認識してございます。

○高森委員 分かりました。ありがとうございます。今回、この12月25日に開催される事業は、運営側の参加者が4名ということですから、多分ほぼマンツーマンなんだろうね。少人数のスタッフで、少人数の子供たちのセミナーを行うということなんですね。よく分かりました。

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) 生涯学習課 ウ

○佐藤教育長 次に、生涯学習課のウについて、生涯学習課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは協議事項、生涯学習課のウ、一般社団法人ARTJAPAN和SOCIETYが実施する事業に対する後援について、説明いたします。資料の3をご覧ください。

本協会は、地域と結びついた美術イベントや子供や分か者の美術教育などに取り組んでいる団体になります。今回申請のあった事業につきましては、資料の中央になりますが、「浅草の粋 大和絵師を俳句する」というものでございます。実施日は本年の11月19日、実施場所は、東京都産業貿易センター台東館でございます。

事業の目的につきましては俳句や日本画の講演を通じて、文化の普及を図るものでございます。

次のページの実施概要のほうをご覧ください。事業内容といたしましては、一部では、俳人の夏井いつき氏と画家の伊東正次氏のトークライブ、二部では、来場者が作った俳句

を掲出しまして、そちらを夏井氏が選定し、1等から7等までを決定するような取組みを行われます。本事業につきましては、本区における文化の発信・発展、並びに社会教育の振興にも寄与する事業であると考えられるため、後援を行うものでございます。

簡単ではございますが、本件についての説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○高森委員 今度は一転して入場者数600名ということで、夏井先生がいらっしゃるればそのくらいは集まるでしょうけど、夏井先生にはくれぐれも宜しくお伝えください。

こちらの団体概要を見ますと、加盟団体数または会員数が3名なのですね、この法人自体は。ただ、今回、スタッフとして30名の方を導入されますけど、この30名は、どういう方々がスタッフとして動員されるんでしょうか。

○生涯学習課長 こちらで伺っておりますのは、アーツジャパン様は3名で構成されているということなんですが、夏井さんのほうでもご自身の会社をお持ちということで、そちらのスタッフの方も運営にご協力されて、おおよそ30名の方が今回の活動に参加されるというふうに伺っております。

○高森委員 そうすると、11番の他団体の共催のところには入っていないけれども、夏井先生の関係者が随分とご協力いただけるということですね。

○生涯学習課長 3枚目をちょっとご覧いただきたいんですが、3枚目のチラシの下段ですね。協力ということで、株式会社夏井&カンパニーということで記載がございまして。こちらのほうでご協力をさせていただくという形になってございます。

○高森委員 分かりました。

○佐藤教育長 夏井さんて、よくテレビに出ている方ですね。

○高森委員 600人講評するんですかね。600は出ないでしょうけれども、作品は。

○生涯学習課長 一応補足させていただきますと、団体概要のところでは600名というのは最大で収容できる人数ということなので、実際に入られる方は少し減るのかなというところはございます。

伺っているところによりますと、夏井さんは選評自体はかなり、当然慣れていらっしゃるんで、一見しただけである程度のレベル感が判定できるということで、全てをご自身をご覧になると伺っております。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いいたします。

○庶務課長 それでは庶務課のア、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

今回は10月分となります。それでは要旨になります。

放課後対策担当取扱分が1件ございます。件名1、浅草橋地域の児童の受入れ対策についてでございます。要旨です。学童が足りないことにより、放課後子供教室を解説する小学校が増えているようだが、浅草橋付近には学童が一つしかなく、学区域内の児童館もない。これから児童が増える見込みのため、学校の改築を行っている状況で、学童の整備ができていないのは不安だ。早急に子供の受入れ対策をしてほしいというご意見でございます。

続きまして、指導課分が1件でございます。件名2、中学校の文化祭についてでございます。吹奏楽部の発表などを保護者は見学することができない。子供たちが頑張って練習してきたことを親が見られないのは残念だ。発表する子供の親だけでも見られたら良いと思う。合唱発表会は、保護者向けの発表会があるが、参観は生徒一名につき保護者一名が基本ということだ。該当クラスのみ鑑賞という方法で両親・祖父母などが我が子の成長した姿を見ることができたらと思う。さらに、人数制限があるにもかかわらず、動画撮影が禁止となっている。著作権の観点とあるが、小学校などの音楽会などでそのようなことは聞いたことがない。家族で見たり、祖父母たちに見せるのが問題となるのか。コロナ禍で発表の機会がたくさん失われてきており、コロナ禍の状況下で子供たちの成長を皆で応援したり、成長の記録を残せないのは、子供たちの成長を皆で応援できるよう対応してほしいというご意見をいただいております。

裏面をご覧ください。生涯学習課分が2件でございます。件名3、マルチメディアルームの申込についてです。申込書についてです。要旨です。マルチメディアルームのパソコンを使用する際の申込書に、氏名・住所・電話番号・体温の記入項目がある。情報流出の危険性が高いため、改善すべきだ。申込書の提出を求める理由を掲示してほしいというご意見でございます。

件名4、生涯学習センターのトイレの対応についてです。要旨です。生涯学習センター1階のトイレに30分近く入っていたところ、警備員がロックしてきたが、対応できなかったため、扉を開けられた。「中で倒れているかもしれないから開けた」と説明されたが、急に開けたことに対して謝罪がなく、不快だった。しっかりとした対応をしてほしいというご意見です。

続きまして、スポーツ振興課取扱分、1件でございます。件名5、エアロビ教室についてです。生涯学習センタートレーニングルームの水曜日のエアロビ教室に参加している。19日は代理の先生のため、別メニューの教室だった。教室後、「今日は無料だったね」と言

っている声が聞こえた。私たちはチケットを買ったが、その人たちは、1階の受付で「今日は先生が変更なのでチケット無しでいい」と言われたそうだ。帰り際にスポーツ振興課にも問い合わせたが、「無料と指示したことはない」とのことだった。次週の教室のときに説明をしてほしいというご意見です。

最後に、中央図書館取扱分2件でございます。件名6、中央図書館谷中分室の閲覧席についてです。要旨です。谷中分室でパソコンの使える席は3席のみだ。平日など、人のいないときは増やしてほしい。待たなければ使えないパソコン席の状況を改善してほしいというご意見です。

件名7、返却した図書についてです。要旨です。自分と息子がそれぞれ中央図書館から借りてきた図書の返却を、合わせて中央図書館にて行った。しかしその後、「1冊は確認できたが、他の図書館から取り寄せたもう1冊の返却が確認できない」との連絡があった。返却しているのに弁償を求めるのであれば、しっかり追跡確認してからではないとおかしいのではないかとのご意見です。

それぞれの回答につきましては、回答できるものにつきましては、以下のとおり回答してございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 ②の中学校の文化祭についてですが、吹奏楽部の発表は、保護者は一切見学ができないということですか。

もう一つの合唱のほうは保護者が1名になっています。コロナ禍なのでやむを得ない状況でもあるかと思われませんが、この人数制限があるときに、動画撮影が禁止というのは、どのような理由なのでしょう。撮影マナーがよくないなどの理由であれば、先生が撮ってオンラインで公表していつでも見られるようになど工夫するというのは難しいのでしょうか。

○指導課長 こちらのほうは、該当校が確認ができて、要旨のとおり、参観の人数や動画撮影に関する制限について、当初保護者宛て通知文が発出されていることが判明しました。ところが、この問合せが来たときに、ちょうどPTAの役員から学校に対しても、やっぱり参加人数について、それから動画の撮影についてということで、何とかならないかという相談がちょうどタイミングであったそうなので、もう一度再検討をして、参加人数についてはやはりコロナ対応の観点からこのとおりで行っているんですが、撮影のほうについては、許可をした上で、そのかわり家族の鑑賞のみ、いわゆるSNSへの投稿はご遠慮くださいというような形で、トラブル防止のためということで。やはり、この学校については、これまでも、コロナ前も、やはりこの参観マナーというのに非常に課題があったということもあって、今回そのように対応したんですが、他校の状況も説明をした上で、学校のほうは改善をして、一定の理解は得られていると認識しております。

○神田委員 ありがとうございます。そうすると、吹奏楽の発表は保護者が見学できない

とか、参観は保護者が1名とかというのは、区で統一したものではなくて、学校の判断と
いうことですよ。

○指導課長 1名とかという人数に関しては、学校ごとに。やっぱり体育館の広さとか、
順番に演技をしたら帰るようにとか。

あとは、子供の鑑賞日と保護者の鑑賞日を分けているところもあるので、それぞれに工
夫はされております。

○神田委員 なかなかコロナが収まらないので学校のほうとしてもいろいろな対応がある
かと思いますけれども、成長のすがたを見たいという思いが保護者にもあるのだろうと考
えられます。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案
件について聴取したいと思います。

(傍聴人退室)

〈日程第1 議案審議〉

第32号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由、及び内容に
ついての説明をお願いします。

はじめに、第32号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、第32号議案、令和4年度東京都台東区一般会計補正予算（第7回）
における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明いたします。

本案は、来る第4回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため、提出したものでござい
ます。

議案の次の内訳書をご覧ください。今回の補正は、歳出が総額902万7,000円でございま
す。

次の資料をご覧ください。歳出の内訳をご説明いたします。児童保育費では、児童保育
課のこどもクラブ整備助成に要する経費902万7,000円を計上しております。

それでは、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会
として、原案に異存ありませんとしました。議案の説明は以上でございませぬ。よろしくご

審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより、採決いたします。第32号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第33号議案

○佐藤教育長 次に、第33号議案を議題といたします。

スポーツ振興課長、説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長 それでは、第33号議案、東京都台東区体育施設の指定管理者の指定についての意見聴取について、ご説明いたします。

本案は、台東リバーサイドスポーツセンター指定管理者の選定結果に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められているため、提出するものです。

恐れ入ります。議案の2枚目をご覧ください。指定する施設は、台東リバーサイドスポーツセンターの各施設で、指定管理者の名称は公益財団法人台東区芸術文化財団でございます。指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

議案の裏面をご覧ください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。議案のご説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、お願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。
よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより、採決いたします。第33号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 学務課 イ

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題とさせていただきます。学務課のイについて、学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、学務課、協議事項イ、区立中学校選択制度の最終選択状況についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

項番1、令和5年度新入学者における最終選択状況です。資料の表は11月9日現在の状況となっております。左から、学校名、入学可能者数、選択者数、選択者数のうち私立中学校等の受験予定者数とその割合、入学者予測数としております。ここまでが、区内在住者の選択状況となります。これに加えて、区外在住者の就学予測と、前年度の同時期の区内在住者の選択者数もお示しをしております。なお、選択者数欄の括弧内はうち数で、各校の通学区域内からの選択者数を示しております。表の中、アンダーラインが引かれている数字は、選択者数が入学可能者数を上回ったものであり、5校が入学可能者数を上回る選択状況となっております。また、前年と比較しますと、選択者数が全体で134人増加しております

最も増加したのは柏葉中学で69名、最も減少したのが、忍岡中学でマイナス4名でございます。

なお、米印の1番、入学者予測数は、区内在住者の選択結果から、今後の転入・転出予定や国立・都立・私立受験予定者の合格者数等を、過去の実績を基に差し引いて算出したものとなっております。また、区域外の就学予測数は、過去3年の平均で算出をしております。

次に項番2、対応（案）です。（1）抽選についてです。選択者数が入学可能者数を超える5校について、抽選の実施をご協議いただきます。学務課で予測した数値では、御徒町台東中学校、柏葉中学校、上野中学校、駒形中学校の4校につきましては、近年の入学状況等から入学可能者数を下回ることが見込まれますので、抽選を行わず、選択者全員を入学予定者としていたいと考えております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。②浅草中学校についてです。こちらは、近年の入学状況等から入学可能者数を上回ることが見込まれますので、抽選を実施したいと考えております。通学区域内の選択者数が134名で、入学可能者数が148名を下回っているため、通学区域外から選択した98名に対して、14名の入学予定者と、1～84番までの補欠登録順位を決めたいと考えております。

次に（2）、区内転入者の選択についてです。令和5年4月の新入学前までに台東区外から転入した場合は、転入先の住所に基づく通学区域校か、受入れ可能な学校から選択することとしたいと考えております。なお、新入学後は、住所地の通学区域校が指定されることとなりますので、選択することはできません。

続きまして（3）区域技就学の受付についてです。先ほどご説明しました浅草中学につきましては、抽選を実施した場合、区域外就学を制限し、受付は行いません。

そのほか6校につきましては、表にお示した入学者予測数と区域外就学予測数を足し合わせても入学可能者数を下回ると予測されるため、入学可能者数に達しないと見込まれる範囲内で先着順に区域外就学を受付けたいと考えております。

最後に項番3、今後の日程です。浅草中学以外の6校につきましては、11月24日から、現在区域外就学により台東区立の小学校に通っている方について区域外就学を受け付けたいと考えております。その後12月2日より、新たに区域外就学を希望する方の受付をいたします。そして、12月6日に浅草中学の抽選を実施し、令和5年1月上旬には、全員に中学校の就学通知書を発送する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 それでは、ただいまの説明について、何かご質問はございませんでしょうか。

○神田委員 抽選というのは久しぶりですか。

○学務課長 選択制になって、過去に3回行われております。平成15年の駒形中、平成24年の柏葉中、直近ですと令和元年に上野中の3校になります。

○神田委員 ありがとうございます。浅草中学校の件ですけど、全員入れそうなので、ちょっと安心しました。区域外の人で外れた場合には、友達関係など、いろいろあると思うのですがどうなりますか。

○学務課長 抽選に外れた場合は、通学区域の中学校に通っていただくことになります。

○神田委員 そういうことですね。分かりました。

○高森委員 参考までに聞きたいのですが、昨年度の実際の入学者数は、それぞれ、各校何人になっていますか。選択者数は出ているのですが、入学者数も分かるかと思っています。

○学務課長 後ほど。すみません。

○高森委員 分かりました。

選択者数が、昨年度出ていまして、このうち実際に入学したのがどれだけかって分かれば、選択者数のうち、何割くらい、8割から9割くらいが入学決定するのかなということは、見通しが立つんですけどもね。

○学務課長 すみません、今ちょっと手元にないので、すぐに。

○佐藤教育長 じゃあ、後ほど。

○学務課長 1校1校、じゃあ、簡単に申し上げてよろしいですか。令和4年4月7日現在の、まず御徒町台東中学が1年生が89名、柏葉中が79名、上野が137名、忍岡が68名、浅草中が134名、桜橋が47名、駒形中が132名、合計として686名となっております。

大体この選択の、今現在、昨年度の状況で1,028になっているんですけど、大体3割近くの方が区外に、私立の中学校に行かれるということになっています。

○高森委員 上野・浅草・駒形は思ったよりぎりぎりですね。分かりました

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(2) 学務課 イ

○佐藤教育長 次に、教育長の報告事項を議題といたします。

はじめに、学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項のイ、令和5年度、区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）の申込状況について、ご報告をいたします。資料5をご覧ください。

令和5年度の園児募集は、電子申請を11月1日から7日まで、書面提出による申込を11月8日と9日の2日間、各園及び学務課において実施をしました。項番1、区立幼稚園の申込状況です。(1)入園申込です。3歳児クラスは10園全体できょうだい優先を含め、235名募集のところ、115名の申込がございました。

3歳児クラスの募集においては、応募人数が6名以下の場合は募集中止とし、ご希望の場合は空きがある他の園へ振替入園できることとしております。今回、台桜幼稚園の応募人数が、5名でございましたため、現時点では入園を保留としております。今後、こども園の抽選に漏れた方による二次申込や、随時募集再開後の申込などにより、応募人数が7名以上となった時点で入園の保留を解除し、学級編制を行います。12月16日午後4時までに7名に達しなかった場合は、募集中止といたします。

4歳児クラスは、3歳児クラスからの持ち上りを除き、171名募集のところ、1名の申込があり、5歳児クラスは184名募集のところ、申込はございませんでした。

次に、(2)預かり保育申込です。こちらは、預かり保育を拡充実施している5園の定期登録利用枠の申込状況です。保護者全員が週5日、または月20日以上を就労し、預かり保育実施時間に保育が必要な方が申込みことができ、1学年につき7人の登録定員を設けております。3歳児クラスはきょうだい優先を含め、21名の申込がありました。4歳児・5歳児クラスについては、前年度からの登録継続を含めまして、4歳児クラスは15名、5歳児クラスは11名の申込がありました。なお、定期利用枠以外の預かり保育の登録については、翌年の1月6日発送予定の入園の内定通知と同時に募集を開始する予定にしております。

恐れ入ります。2ページご覧ください。項番2、区立こども園（短時間保育）の申込状況です。3園全体で、3歳児クラスは69名募集のところ60名の申込がございました。4歳児クラスは28名募集のところ1名の申込、5歳児クラスは24名募集のところ申込はございませんでした。

各園の申込状況から、ことぶきこども園の3歳児クラスは、募集人数を超える応募がありましたので、11月17日木曜日に抽選を実施する予定です。

項番3、今後のスケジュール予定です。スケジュールにつきましては、記載のとおり、

例年同様に面接・健康診断・随時募集の再開・入園決定通知の発送を進めてまいります。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 幼稚園の入園申込ですが、昨年度と比較して、かなり減っているところと増えているところがあります。こんなに違うのかということがちょっと気になります。増えていることはいいのですが、減るということは、年度によって、地域の近くの子供の数などが変動しているということののでしょうか。台桜幼稚園が5人ということで、心配な感じではあります。

また、預かり保育の申込が、昨年度より増えているということは、利用をする保護者が増えているということで、施策が効果を上げているかと思っています。

また、裏面のところでは、石浜橋場こども園が、今年度人数が少ないというので、いろいろな要因が考えられると思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○学務課長 まず、1点目にお話のありました、台桜幼稚園、特に昨年度と比べて募集ニーズが少ないところなんですけれども、今お話のあった通り、学区域の中での子供たちの数というのがやっぱり減っているような状況でございます。特に、台桜幼稚園で申し上げますと、この4年間で、4年前、令和元年度と比べて8割くらいまで、80%まで減少しているというような状況がございます。そういった、そこに住んでいるお子さんの数が減っているというのも一つの要因なのかなと思います。

あと、神田先生がおっしゃられた2点目の預かり保育の件については、申込率が昨年、3歳児の申込率が43%だったのが、今年度60%になっておりまして、ある程度我々の、周知に力を入れたというのもあるんですけど、ご家庭の中で、ある程度保護者の中でも浸透してきつつはあるのかなと思っています。

最後、3点目の石浜橋場の部分なんですけれども、こちら、考えられる要因として、清川地区で、令和元年度に1園の保育園が整備をされた関係で、その影響が考えられるのかなというので、実は3年度も、昨年度、今でいう4歳児クラスの子供たちも実は今9人という形で、2年連続で石浜は子供が少ないような状況が続いていますので、影響としては、繰り返しですけど、清川地区にできたその保育園のほうに流れていったのかなというのが推測される場所です。

○神田委員 1点目ですが、台桜幼稚園は、例年、少ない傾向にありますが、根岸幼稚園は随分増えてきたということで、何か対応を取られたのかなとも思います。そのあたり、何か情報はありますか。

○学務課長 各園でヒアリングをして、根岸が何か特別なのというのはないんですけど、逆に、もう一つの台桜が減ってしまった他の要因としては、谷中のところに結構私立の幼稚園と保育園が、数が多くあるというのも一つの要因なのかなと考えられます。

○神田委員 分かりました。ありがとうございます。

○高森委員 今の台桜幼稚園の3歳児クラスの今年の状況ですけども、下の預かり保育

が4名で、入園申込は3歳児クラスは5名ということで、この4名というのは、この5名の中に含まれる方々ですよ。そうすると、もしここで募集中止になったときに、これらが保護者の就労状況で、長時間を希望している家庭だとしたら、私立のほうに行かざるを得なくなるのか、あるいは、遠いけれども、例えば近いところでは根岸で受け入れてもらえればそちらに行くのか、ということになると思うんですが、その辺は不利益が生じないように、何か方策を練らなければいけないかなと思います。どうしても親の就労の関係で長時間預かってもらうことを希望している保護者が、自分の自宅の近くの幼稚園、しかも公立を目指している人たちに対して、受け皿として用意してあげる必要もあるのかなと思うのですが、私立園の抽選の結果を受けてという非常に他力本願的なところがあって、なかなか予測が立てられないところがあると思うのです。いろいろな事情があるということはよく分かりました。その辺りは、これからまた第二次募集の抽選の結果を見ていろいろと判断したいと思います。

先ほど来、園児数の募集の増減があるところの減少している地域には、周囲に保育施設が増えているというお話がありましたが、ことぶきこども園に関しては、いつもここは園児が抽選が必要なくらいに応募があるんですけども、このことぶきこども園の周りには私立園・保育所・保育園、分布的にはどうなのでしょう。そちらは多いのか、少ないのか。もし条件としては他の地域と同じ条件だということであれば、ことぶきこども園はかなりの人気で、教育内容に含めて、そう魅力があってここに入ってきている可能性があるんですね

それはやはり私たち教育委員会としても学ぶべきところがあると思うですよ。同じ周辺の保育状況の中で、ことぶきこども園だけ突出してこうやって募集が集まるということは、何か秘密があると思うんですね。どうなのでしょう。周りの状況としては、例えば石浜地域だとか、台桜の地域とかと比べて差があるのかどうかというのは分かりますか。

○学務課長 量的には、ことぶきこども園の周りには、私立の保育園も4園程度はございますし、多少、私立の幼稚園も、徳風幼稚園が近くにございますし、蔵前幼稚園もございます。そういった形で、台桜と同じようなあれが、たしかにあるのはあります。あとは、台桜とは少しまたロケーションが違うというのもあるんですけど、そこがどういうふうに影響しているかというのがあるので、一概になかなか比べるのは難しいかもしれませんが。

ただ、先生がおっしゃった視点は…

○高森委員 石浜はこども園ですよ。

○学務課長 石浜はこども園ですね

○高森委員 台桜は幼稚園だから、やっぱりそこでどうしても違いがあるんでしょうけれども、石浜はこども園ですよ。同じこども園同士で、周りの環境が同じなのになぜ石浜のほうがそれほど人が集まらなくて。よほど大きな規模の保育所が石浜地域にはできたのか、何か、そのへんの分析を少ししなければいけないかなと思うんですね。

○学務課長 すみません、ちょっと今手元に、石浜橋場、この清川の辺りの……

○児童保育課長 保育園のことでお話をしますと、石浜橋場こども園の近くに区立の保育所が2か所あります。待乳保育園と玉姫保育園。こちらも定員が空いてきている状態でございます。

ことぶきこども園、先ほどのことぶきこども園につきましては、入所申請のときに第一希望に書かれることが非常に多いと認識しています。

○高森委員 分かりました。ありがとうございました。

○神田委員 関連して、区立のこども園と公設民営のこども園とでは、預かっている時間などが若干違うんですね。

○学務課長 預かり保育については、おっしゃるとおり、まず開始、預かり保育の開始時期についても少し違うような形になります。特に令和5年度から対応することぶきこども園と台東こども園については、3歳については、ことぶきのほうは、4月の下旬から預かり保育を開始しますよ、また、台東のほうも5月から開始しますよというものに対して、石浜橋場は、9月からというような形なので、やはりそういったところで、少しちょっと預けやすさみたいな部分の差が生じているのはございます。

○神田委員 ありがとうございます。預かる時間、使いやすいという点、教育の内容と制度の両方を考えていく必要あるかと私も思います。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のエについては報告どおり了承願います。

(3) 指導課 ウエ

○佐藤教育長 次に、指導課のウ、及びエについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、まずはじめに、令和3年度のいじめの認知件数がまとまりましたのでご報告いたします。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為。インターネットを通じて行われるものも含まれます。ということであって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されております。ですから、子供が少しでも嫌だなと思ったら、いじめとして認定されます。

資料6をご覧ください。いじめの認知件数は、令和3年4月から令和4年3月に認知された件数のことでございます。

資料の上部の表が集計結果、下部はその推移を現したグラフとなっております。令和3年度のいじめ認知件数は、小学校では435件、中学校では152件となっており、前年度と比較しますと、小学校では299件、中学校で140件の増加となっております。認知件数が増加したことについては、全ての教職員が改めていじめの定義を確認し、積極的な認知を行うとともに、学校を上げて早期発見に向けた取り組みが行われている結果と捉えております。

ですから、いじめの件数が多い学校に問題があるという捉え方をしておらず、逆に各校が小さいいじめも見逃さずに適切に認知し、指導に当たった成果と捉えております。

対応にあたっては、校内での組織的対応は当然のこととして、事例に応じて関係機関と積極的に連携し、いじめられた側のみならず、いじめた側に対するスクールカウンセラー等による専門的・継続的な指導・支援体制を構築するよう支援しているところでございます。

また、いじめを認知していない学校にあたっては、改めてどのような行為がいじめに該当するのか等について、教職員・保護者・地域の共通理解を図り、いじめを見逃すことがないように指導を継続してまいります。

小学校でいじめの未解消件数が7件ございます。これは、いじめの解消はいじめがなくなってから3か月を経過しないと解消とはならないため、解消していると思われるが念のため見守りをしているという数も含まれております。未解消については、当然のことですが、学校は継続的な指導をしております。令和3年度の未解消7件につきましては、今年度令和4年6月の調査では、全て解消を確認しております。

また、いじめと認知されたものについては、指導課への連絡を義務づけており、学校と共通理解を図っております。なお、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたときと定義づけられている重大事態については、小学校・中学校ともに1件も報告されておられません。

指導課といたしましては、今後もしもいじめの件数が多い学校に問題があるという捉え方をせず、いじめはどの学校・学級でも起こり得る問題と捉え、もしかするといじめではないかという視点で児童・生徒を見守ることの大切さを各校に指導してまいります。

次に、令和3年度の不登校児童・生徒数がまとまりましたので、ご報告いたします。不登校とは、当該年度内に連続、または断続して30日以上欠席している状態で、病気や経済的な理由、新型コロナウイルス感染症の不安によるものを除き、何かしらの心理的・情緒的・身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあることを指します。

資料7をご覧ください。資料の上部の表が集計結果、下部はその推移を表したグラフとなっております。令和3年度の不登校児童・生徒数は、小学校では70名で、前年度より5名減少しており、出現率は0.99%。中学校では100名で、前年度より12名減少しており、出現率は4.36%となっております。

小学校・中学校ともに、国や都の出現率は、令和2年度と比較いたしますと増加しているのに対し、本区の出現率は減少しております。また、本区の出現率は、国や都と比較いたしますと低くなっております。要因といたしましては、不登校児童等に関するガイドラインを改訂し、不登校児童等が主体的に社会的自立や学校復帰に向かえるよう、公的機関

や民間施設での活用や、ICTを活用した活動等も支援していることや、各校において、個に応じた指導を実施していることが考えられます。各校の対応といたしましては、不登校児童・生徒の支援に当たり、チーム学校により、全教職員で情報を共有し、統一した支援を行ったり、相談しやすい環境を整えたりするなど、魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校傾向のある児童・生徒に関する支援ニーズを早期に発見し、適切な支援につなげていくための方策を組織的・計画的に実施しているところでございます。また、不登校児童・生徒の多様な教育機会の確保のため、あしたば学級やICTを活用した授業、スクールカウンセラーや関係機関との連携など、さらに教育相談支援体制を充実させ、個々の不登校児童・生徒の状況を把握し、多様な支援の実施を推進してまいります。今後も定期的な連絡や家庭訪問等により、児童・生徒の不安や悩みを把握するとともに、学校が全ての児童・生徒にとって、心の居場所、絆づくりの場となるよう努めてまいります。

報告は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、まずは指導課のウについて何かご質問はございませんでしょうか。いじめの認知件数についてです。

○神田委員 このいじめが解消する、0になるということはすごく大事で、中学校が0になったということは、本当にいいことだと思います。小学校も今年度の6月に解消したということで、解消することに力を入れていらっしゃることは大変よいと思います。

ただ、3年度が小学校も中学校も増えているのが気になります。いじめを厳しく法で定めたのは平成27年でした。その頃は、全国的にぐんと件数が増えました。どうしてこの3年度にすごい増加になったのでしょうか。

○指導課長 一つは、文科省のいわゆるいじめの認知とか、重大事態のガイドライン自体も早い段階で変わっていたんですが、本区については、台東区がいじめ防止基本方針の改訂を検討していた段階で、この方針を改訂したのが令和3年4月に行いました。それで、学校の基本方針もそれに則って見直していただいたというところで、さらに、我々指導課としても、いじめのこの認知の仕方については、まだまだ学校ごとにちょっと若干差があるのではないかという課題をずっと持っておりまして、校長会や生活指導主任会でも、この定義に基づいた認知を正しく進めてほしいということをお願いをしてきました。この2つがしっかり重なって、しっかり認知していただく学校が増えたというふうに認識しております。

○神田委員 毎学期アンケートをすることは数年前からやっているわけです。何か新しい認知の方法みたいなことがありましたら教えてください。

○指導課長 認知の仕方が変わったわけではなく、以前であれば、いわゆるこれはいじめじゃないよねと、子供はいじめじゃないかと申出があったとしても、いじめではないんじゃないかというような調整をしていたんですが、そうではなく、いじめられたとなったら、それがまず認知件数に上がるということを再確認を繰り返してきました。それによって、これはいじめの認知件数だというふうに学校が理解を進めていただいて数が増えていると

いうふうに認識しています。

○末廣委員 今のお話でよく分かったんですが、特に中学校の場合、2年度がこれだけ少なく、3年度でこれだけ多くなったというのは、認知の基準が変わった、令和3年度から変わったからこれだけ増えたということですよ。

○指導課長 いじめの定義自体は大きくは変わっていないんですけども、この2年度とかは、やはり、コロナの状況もあって、なかなか子供たちの接触する機会がなかったと。結局このいじめかどうか分からないまま、例えば学校が止まってしまったりとかというようなところで、その影響も実際、2年度はございました。

○末廣委員 よく分かりました。やはり、学校を見ていますと、先生方はやはりいじめと認定するのを怖がらないで、もうどんどんいじめということで対応しているのは非常にいいことだと思いますね、それで、重大な事例がないということは非常にいいことだと思います。

○指導課長 今末廣委員からお話いただいたように、子供から相談を受けた、これ、いじめじゃないよね、じゃなく、まずいじめではないかというふうに考えて調査を始めるということが非常に重要だというふうに考えておりますので、貴重なご意見をありがとうございます。

○高森委員 元年度・2年度のいじめ件数の少なかった要因の一つには、ひとつコロナがあるのではないかという話でしたが、3年度も半分以上の期間がコロナ下だったんですよ。でもこれだけ件数が上がってきたということは、やはり先生方がよくアンテナを張っていただいたということになると思います。伺いたいのは、このいじめを認知した、その情報元ですね。どういったルートから先生方がその情報を仕入れたかということを知りたいのです。一つは、当然先生方が学校内で児童・生徒の様子を見ていて気付いたこともあるでしょうし、あるいは、家庭から相談を受けてそれが発覚したという事例があったのかもしれない。それからあと、児童・生徒同士の中でアクティブバイスタンダー、要するに傍観者にならずに、いじめを見かけたことを先生方に報告が上がって、そこで認知されたのか。それから、いじめを受けている当事者から相談を受けて認知されたのか。その割合はどのような感じでしょうか。

○指導課長 小学校・中学校ともに、ふれあい月間などのアンケート調査で、学校の取組によって発見が圧倒的に多いということになります。小学校においては約半数近く、中学校においては、ざっと見ますと8割近いものがアンケートで。あと、小学校については、次が保護者からで、第3位としては本人からという、これはもう本当に僅かになります。中学校のほうは、2番目が本人からの訴え、次が担任が発見という、これももう本当に僅かになります。圧倒的にアンケートが多いということです。

○高森委員 非常に有り難いお話をいただきました。

生徒・児童たちも、相談しやすくなったという環境づくりが出来上がってきたのかなと思います。ちょっとしたことでも、すぐに先生に相談すれば、私たちのほうに振り向いて

くれるという安心感が定着し、そういった環境づくりが学校内にできていたからこそ、この数字が上がってきていると思うのですね。引き続き、先生方にはよろしく願いいたしますとお伝えください。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 次に、指導課のエについて、何かご質問はございませんでしょうか。不登校児童・生徒です。

○末廣委員 この不登校の調査ですね、見て、いつも思うんですが、この不登校が解消されたというか、この子供がまた学校に来れるようになったという、そういう数というのはなかなか出てこないんでしょうかね。

○指導課長 指導の結果、登校できるようになった児童・生徒に関しては小学区は11名、この割合で言いますと15.7%、中学校のほうは15名、大体15%というふうに、こちらのほうとしては把握しております。

○末廣委員 この3年度ですね。

○指導課長 そうですね。

○末廣委員 今のでよく分かりましたけど、15%とか10%、割と解消された数が、意外と多いのかなって感じましたですね。やはりこれは、なるべく不登校じゃなくて、登校できるような、先生方は大変でしょうけど、何かそういう教育をしていただければあり難いですね。

○神田委員 10月に全国の不登校の人数が出たときに、かなり増えていて、やっぱりコロナの影響が大きいと思いました。その中で台東区は小中ともに減少しているということは、すばらしいことだと思います。

指導課はじめ、各学校で先生方がご努力されている成果かと思いました。これからも引き続き子供たちが学校に来られるような環境づくりとか、指導・支援をぜひお願いしたいと思います。不登校は、個々によって問題も違いますし、どうやったら登校できるかという支援の仕方も違うと思うので大変だとは思いますが、ぜひきめ細やかな指導をこれからもお願いします。

いじめで不登校になってしまったのは、この中ではどのくらいいるんでしょうか。

○指導課長 いじめで不登校、いわゆる30日以上となりますと、重大事態になりますので、重大事態は0件ということで報告しておりますので。

○神田委員 ありがとうございます。

○高森委員 重大事態が0というのは、先ほどのいじめ件数の認知と先生方の生活指導にも関わってきて、恐らく重大事案に発展していないのだというところで、先生方は本当に有り難いと思います。先ほど、末廣委員からご質問があった解決事例について。各校種とも15%くらい解決しているという話でしたが、なかなか不登校は、何をもって解決とするか難しいところで、例えば30日以上連続していなくても、期間を空けて例えば半年後に不

登校が発生してしまうということもあるので、15%解決したということが、このまま額面どおりに受け取れないところもちょっとあります。今後また、その後の推移を見ていかなければいけないところです。何度も何度も不登校を繰り返していく児童・生徒って、大体学校ごとに何%ほどいそうな感じがしますか。解決したかと思ったけどまた不登校になってしまう事例も幾つかあると思うのですが、それは比較的不登校の中でも重たい案件なのかなと思うのですけれども。

○指導課長 ちょっとそのデータは確保していない状況でございます。すみません。

○高森委員 意外に深刻なこともあると思うので、また、分かりましたらば調べていただければと思います。

○佐藤教育長 今手元になくて、数字自体がないということ。

○指導課長 そうです。

○佐藤教育長 数字自体を取っていないんですね。

○高森委員 そうかもしれませんね。

学校で、先生方は多分、分かっていると思うので、例えば、うちには何人くらいそういった、要支援や要注意の子供がいるということが分かると思うのですね。

○末廣委員 先ほど、神田先生のお話でちょっと思い出したんですけど、やっぱり報道では不登校がすごく増えている、全国的に、そのいろいろな要因が書いてありましたけど、一つはコロナがある程度原因で、だんだん学校に怖くて行けなくなったとかって、そういう子供も随分増えているという、そういう記事があったんですけど、ここではそういうコロナが怖いから学校に行かないとか、行けなくなったとかって、そういうのは分からないですね。

○指導課長 今末廣委員がお話したように、コロナ感染・コロナ不安は出席停止扱いになるので、こちらのほうには計上がされないんですけども、やはり全国的にも不登校につながりかねないというか、コロナ不安から不登校に発展するというようなことも全国的にはあるというふうに聞いております。我々もそこを一番懸念しているところですので、ICTをうまく活用して、オンラインでつながるとか、そういったことを積極的に学校に進めていただくようお願いしています。

○高森委員 不登校の原因は、先ほど心理的・情緒的・身体的・社会的要因があるという話をしましたが、学校内で起きているいろいろなトラブルで不登校になる、それは当然学業も含めてですね、友人関係も含めて、そうしたことに起因する不登校であれば、教育委員会・学校でも何とか手を打てるんですが、家庭内での問題で不登校になっているという事例もあるのではないかと思います。そういったときにはスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどいろいろなところに相談する方法もあると思いますが、具体的にどのような対応をされていますか。

○指導課長 確かにこれ、難しい問題でして、家庭から見ると、学校が要因だ、だけど、学校から見ると家庭のほうに若干要因があるんじゃないかという対応は、確かに学校は一

一番難しい対応になっております。やはり、不登校の要因で多いのが、無気力不安以外に友人関係、次が親子の関わり方とか、そういったものが非常に多いというのが現状でございます。

○高森委員 知人の子供が、家庭内の不和だとか、様々な親との葛藤があって学校に行けなくなってしまった。そういった子供たちが、学校にそのことを相談へ持って行きにくいところがある様なのです。家庭のプライベートに関わることを、恥ずかしいからというので。でもぜひそういったところの受け皿にも学校や教育委員会になるんだということを伝えてあげていただきたいのです。よろしく願いいたします。そこしか救いの手を差し伸べられませんからね。

○神田委員 スクールソーシャルワーカーの出番かと思うのですけれども、そういった効果や実績はあるのですか。

○指導課長 お話のとおり、スクールソーシャルワーカーが、本区は支援館のほうで増員いただいて、かなり対応して仲介しているというのは増えているというふうに認識しております。

○高森委員 いろいろな手を差し伸べてほしいですね。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のウ、及びエについては、報告どおり了承願います。

(4) 中央図書館 オ

○佐藤教育長 次に、中央図書館のオについて、中央図書館長、報告をお願いいたします。

○中央図書館長 それでは、図書等の宅配サービスにおける利用要件の緩和についてご説明いたします。資料8をご覧ください。

項番1、宅配サービスの概要です。本サービスは、身体障害等の理由により図書館への来館が困難な方に対して、資料を郵送でお届けするもので、令和2年7月から開始しました。利用要件につきましては、区内在住の方で、①から③の身体障害における特定の等級をお持ちの方、④の要介護5の方が対象となっております。なお、本要件につきましては、選挙における郵便投票の基準を参考に、事業開始当初に設定したものでございます。

貸出内容につきましては記載のとおりで、利用につきましては、まずはじめに利用者登録を行い、登録後、電話・FAX・インターネットにより、借りたい資料を申請いただきます。その後、図書館から利用者宛てに、ゆうパックで資料をお送りし、利用者が読み終わった後、返送用のゆうパックで図書館へご返送いただいております。

項番2、利用状況です。令和2年7月のサービス開始から、令和4年9月までの約2年間に於いて、利用登録者数が6名、利用回数は累計で15回となっております。

この宅配サービスは事業開始当初から、広報やホームページ、また関係部署等を通じて障害や介護の関係事業所に周知してきたところではございますが、現時点においても利用

が少なく、特に要介護5の方の登録が少ない状況です。

そこで、本年7月に、居宅介護支援事業所に在籍しているケアマネジャーさんを対象に、本事業についてのアンケート調査を実施いたしました、その結果、寄せられた意見の多くは、要介護5の認定を受けられている方については、そもそも読書自体が難しい状態である。また、要介護1については、本は好きだけれども、何かしらの支援がないと図書館まで行けない方が多いというものでございました。

そこで、このアンケート結果や、他区の要件を参考に、本事業の趣旨である、図書館に来られない方でも本を楽しんでいただくという視点で改めて見直しを行ったところでは、

見直しした内容は、項番3に記載のとおり、利用要件の要介護を5から1~5へ緩和するものでございます。このことにより、全体の対象者数が、これまで約3,900人くらいであったところ、1万530人と、約2.7倍増える予定でございます。

項番4、今後のスケジュールです、令和4年第4回定例会区民文教委員会でご報告させていただいた後、要綱を改正、周知を行い、令和5年1月から新要件によるサービスを開始いたします。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。

○高森委員 今回、変更内容がこのように変わるということですがけれども、そうするとこの過去2年間の利用状況は、先ほど概要のところの説明いただいた、利用要件の①・②・③の方々が主に利用されていたということでしょうか。

○中央図書館長 これまでの利用状況ですがけれども、身障の①から③で利用されている方で、登録されている方が5人、その方が利用されているのが14回ということになっております。介護につきましては、登録されている方が1人で、ご利用も1回という形です。

○高森委員 今回、対象を増やして、2.7倍対象者が増えるということですから、かなりニーズが出てくるかなと思うので、少し様子を見ながら。

ちなみに借り出した本の種類は、こういった内容の種類が多かったでしょうか。ジャンルとして。こういった項目に興味があるのかなということが、知りたいところです。健康に関するものが多いのかとか。

○中央図書館長 申し訳ございません。ちょっと種類は確認しておりません。

○高森委員 ぜひ、そういったことのニーズも分析ができると思うんですね。今後様子を見ながら、例えばそこに少し力を入れて蔵書の数を増やすとか、何か工夫ができるかなということで、ちょっと伺いたかったものですから、よろしくお願いいたします。

○末廣委員 ちょっと細かいんですが、この返却・集荷というのはどういうふうに取りに行くのか。

○中央図書館長 まず、こちらから資料をお送りする際に、返送用のゆうパックの物を一緒に同封させていただきます。そこに読み終わった後入れていただいて、郵便局のほうにお電話していただいて。そうすると職員が集荷に行き、図書館まで。というようなシス

テムでございます

○末廣委員 丁寧なので言うことないですね。

○高森委員 要介護5の方があまり読書習慣がないというのは、ちょっと心が痛むんですけどね。でもぜひ、そういった方々に興味を持っていただけるようなメディアや文献でもいいので、工夫いただきたいなと思います。やはり要介護5になってしまうと、どうしても日々の生活でいっぱいいっぱい、認知が進んでいけば当然文章を読むという気力すらなくなってしまうので、そこはいろいろと工夫しなければいけないところがあるのでしょうか。何か他区の事例とかで参考になるものがあれば、情報として収集いただきたいなと。

○中央図書館長 今回、ケアマネジャーさんにアンケート調査を行ったところ、ケアマネジャーさんも実際にこういう制度があったということを知らなかったという声も多かったところですよ。ですので、まずは周知がしっかりとなされていなかった部分もあると思いますので、今後また、これまでもやってきたところではあるんですけども、さらに介護の、また新たに認定を受ける方には、介護保険課のほうにちょっとご協力いただいて、チラシを入れさせて、ご案内を入れさせていただくとか、そういったもので周知を徹底してまいりたいと考えております。

○高森委員 分かりました。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、中央図書館のオについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 本日の議題は以上でございます。全体を通して、その他何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、以上をもって、本日本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時30分 閉会